

平成25年3月5日

一般社団法人 全国警備業協会 御中

警察庁生活安全局生活安全企画課
犯罪抑止対策室長

プール監視業務に従事する警備員の教育内容について（要請）

拝啓

貴協会におかれましては、平素から警察行政各般にわたり御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年6月、「プール監視業務については、プールの所有者から有償で委託を受けて行われている場合は、警備業に該当する。」とした見解を各都道府県警察に改めて示すとともに、貴協会には、プール監視業務を行っている業者に対し、従事する警備員に対する十分な教育及び契約上求められる監視員の確保を徹底するようお願いしているところです。

この度、業務別教育の教育事項である「その他当該警備業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関すること。」の具体的内容について、水の安全に携わる関係団体等の意見を基に検討したところ、概ね下記に示した内容が必要であると考えられますので、これを参考に業務別教育が行われますよう、会員の皆様に周知をお願い申し上げます。

なお、基本教育は、警備業務実施の基本原則や関係法令等に関する重要なものであり、特定の区分の警備業務にしか従事しない警備員だからといって、免除することができない性質のものです。業務別教育については、当該警備員が従事する警備業務に関係のない教育事項については行う必要がないため、時間数等の必要最低限の条件を満たす限りにおいて、警備業者が自らの創意工夫により教育内容を充実していただくことは可能であることを申し添えます。

敬白

【教育内容】

- プール施設の構造と日常の保守、点検等に関すること
 - プール施設での安全管理体制の整備や事故防止対策に関すること
 - プール施設での監視や緊急対処としての救助、救護に関すること
 - プール施設での装備資機材の活用や利用者への情報提供に関すること
 - その他緊急事態の対応に関すること
- 等の項目について

【参考資料】

- プールの安全標準指針（文部科学省、国土交通省）等